

## 納付額の下限額に係る年度別内訳（見込額）について

## 1 市の算定の考え方

- 納付額の下限額については、自主事業の実施（多機能化施設等の設置）に係る目的外使用料と自主事業収入の一部からの納付金を合わせて、基本的には1年当たり1億5,200万円を広島市に納付していただくことを見込んだ上で、指定期間における総額1億2,800万円を設定している。
- 1年当たり1億5,200万円の納付額については、自主事業の実施（多機能化施設等の設置）に係る目的外使用料1億400万円と、自主事業収入の一部からの納付金4,800万円の合計で算出している。
- なお、多機能化施設等の設置に際して、内装整備等に多額の初期投資が生じることを踏まえ、指定管理者が、にぎわい創出に資する魅力的な機能の導入を円滑に図れるよう、事業の立ち上げ支援として、施設の供用開始から3年間、自主事業収入の一部からの納付金を免除することとし、その分を減額して納付額の下限額を算定している。

## 2 納付額の下限額（見込額）の内訳

(万円)

区分	初年度 (3か月分)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	合計
目的外使用料	2,600	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	96,200
自主事業収入 からの納付金	0	0	0	800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	29,600
合計	2,600	10,400	10,400	11,200	15,200	15,200	15,200	15,200	15,200	15,200	125,800

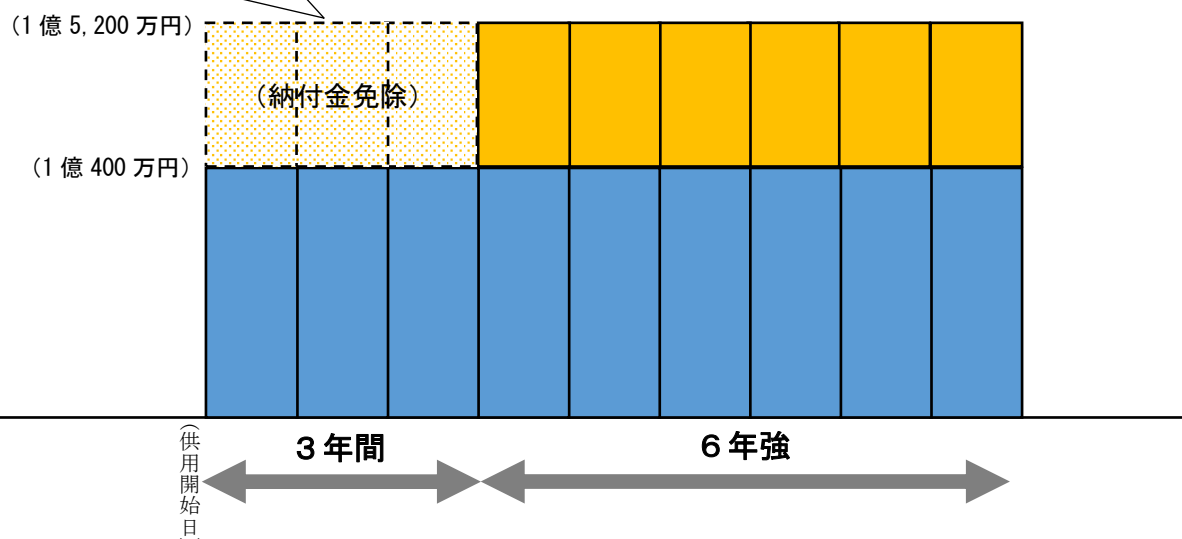
## 《納付金減額による立ち上げ支援のイメージ》

供用開始日(R6.2.1)から3年間について、  
自主事業収入からの納付金を免除  
⇒1億4,400万円減額して下限額を算定  
(4,800万円/年×3年間)

自主事業収入

目的外使用料

※指定管理開始日(R5.12.28)  
以降から発生



※ 上記は、市の算定時における考え方を参考で示したものである。そのため、申請者においては、申請者作成の事業計画に基づき算出した収支計画を踏まえ、納付額を提案すること。